

内部統制システム整備の基本方針

[令和7年2月19日 理事会決議]

本法人は、令和7年2月19日の理事会において、理事の職務執行が法令・寄附行為に適合すること及び業務の適正を確保するための体制の整備に関し、本法人の基本方針を以下のとおり決定した。

1. 経営に関する管理体制

- ① 寄附行為並びに「理事会運営規程」及び「評議員会運営規程」を定めて、理事会及び評議員会の役割、権限及び体制を明確にし、適切な理事会及び評議員会の運営を行う。
- ② 「理事職務及び決裁権限規程」及び「理事業務分掌」に基づき、業務を執行する理事の担当業務を明確化し、事業運営の適切かつ迅速な推進を図る。
- ③ 理事会、評議員会等の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、寄附行為及び「国士館文書取扱規程」に基づき、適切に作成、保存及び管理する。
- ④ 業務執行機関からの独立性を有する内部監査部門の監査室監査課による、業務の適正及び効率性を確保するため、業務を執行する各組織の職務執行状況等を定期的に監査する。

2. リスク管理に関する体制

- ① リスク管理に関し、「学校法人国士館危機管理規程」に基づき、体制、役割権限、リスクの評価方法、リスク対応方法等を「危機管理基本マニュアル」等に明確にして必要な措置を講じる。
- ② 「学校法人国士館個人情報保護規程」に基づき、個人情報の保護と適切な管理を行う。
- ③ 業務に係るリスクの総合管理については、内部監査部門の監査室監査課が一元的に行うとともに、重要リスクが漏れなく適切に管理されているかを適宜監査し、その結果について業務を執行する理事及び理事会に報告する。
- ④ 本法人の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要リスクについては、「学校法人国士館危機管理規程」に基づく総合安全会議で審議し、必要に応じて対策等の必要な事項を決定する。
- ⑤ 災害、事故その他の緊急時に備え、対応組織や情報連絡体制等について関連規程、マニュアル等に基づき、継続的な教育と定期的な訓練を実施する。
- ⑥ 研究活動について、内部牽制機能による研究費の適正経理、研究不正の防止及び知的財産の保護を確保するため、関連規程、マニュアル等に基づく、必要な措置を講じる。

3. コンプライアンスに関する管理体制

- ① 理事及び職員が法令並びに寄附行為及び本法人の規程を遵守し、確固たる倫理観をもって事業活動等を行う組織風土を高めるために、「学校法人国士館コンプライアンス規程」を定める。

- ② 「学校法人国士館公益通報等に関する規程」に基づき、本法人の教職員等から匿名相談できる通報窓口を常設して、不正の未然防止を図るとともに、速やかな調査と是正措置を講ずる。
- ③ 内部監査部門は、職員等の職務執行状況について、コンプライアンスの観点から監査し、その結果を理事会に報告する。

4. 監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）

- ① 監事は、理事会、評議員会等の重要会議への出席並びに重要書類の閲覧、審査及び質問等を通して、理事等の職務執行についての適法性、妥当性に関する監査を行う。
- ② 監事は、重要な書類及び情報について、その整備・保存・管理及び開示の状況など、情報保存管理体制及び情報開示体制の監査を行う。
- ③ 監事が職務を補助するものとして、補助職員を求めた場合、独立性を有する監査室監査課に補助職員を配置することができる。
- ④ 監査室監査課の補助職員は、監事の指揮命令下で業務を行い、監事以外からの指揮命令を受けないものとする。
- ⑤ 理事、評議員又は職員等は、本法人に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、寄附行為その他の規程等に反する行為等を発見したときは、直ちに理事長、業務執行理事並びに監事に報告する。
- ⑥ 理事及び職員等は、職務執行状況等について、監事が報告を求めた場合には、速やかにこれに応じる。
- ⑦ 理事長は、定期的に監事と会合を持つなどにより、事業の遂行と活動の健全な発展に向けて意見交換を図り、相互認識を深める。
- ⑧ 監事はその職務の執行について生ずる費用の前払い若しくは支出した費用の償還又は負担した債務の弁済を請求した場合には、速やかに相当額を支払う。

5. 本方針の改廃

本方針に見直しの必要性が生じた場合は、理事会の決議により改正するものとする。

以 上